

社援発0529第2号
令和2年5月29日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事
の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005008号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における介護用リフト等特殊附帯工事の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成2年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。